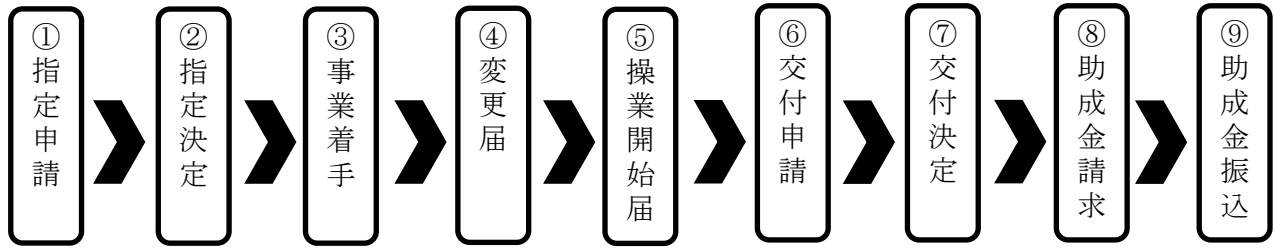


■ 手続きの流れ



事業者		東広島市	内容
① 指定申請	→		工事に着手する 30 日前までに申請
	←	②指定決定	審査の結果、助成金交付対象要件を満たす場合に決定
③事業着手			対象となる事業 ・土地の造成、土地の整備 ・既存建物・工作物等の撤去等 ・インフラの整備（電気、水道、ガス、通信回線等の引き込み） ・進入路の整備
④変更届	→		指定を受けた事業計画を変更する場合に提出
⑤操業開始届	→		操業開始時に操業開始届出書を提出
⑥交付申請	→		当該指定事業に係る工場等の操業を開始した日から起算して 1 年を経過した日以後に申請
	←	⑦交付決定	
⑧助成金請求	→		助成金交付決定の通知を受けた指定事業者が請求
	←	⑨助成金振込	

■ 対象者・対象要件・助成金額・対象期間

- 対象者
 - ・自社で事業を行うための施設（工場、学術・開発研究等施設、流通施設）を新たに建設する者
 - ・市内の工場等に新たに設備投資をする者

● 対象要件・助成金額

区分	対象要件	助成金額
(1) 産業用地拡充型	市内の 5,000 m ² 以上の遊休地	助成率：25 / 100 上限額：5,000 万円 ※開発許可・宅造許可を取得する場合は、 上限額 1 億円
(2) 大規模投資促進型	投下固定資産総額（建屋・償却資産）が 10 億円以上	助成率：50 / 100 上限額：5,000 万円 ※開発許可・宅造許可を取得する場合は、 上限額 1 億円

● 対象期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※令和 13 年 3 月 31 日までに指定決定を受けた事業は期間終了後も助成対象事業となります。

詳細については、東広島市 産業振興課 企業立地推進係（082-420-0921）までお問い合わせください。